

第 6 回 鹿 児 島 地 区 合 併 協 議 会

会 議 録

期日：平成 1 5 年 7 月 2 2 日（火）

場所：かごしま市民福祉プラザ 5 階 大会議室

平成15年7月22日午前9時30分開会

開 会

○黒木事務局次長 定刻となりましたので、ただいまから第6回鹿児島地区合併協議会を開催させていただきます。

本日の会議につきましては、お手元の会議次第に基づいて進めさせていただきます。

さて、会議に入ります前に、新たに委員となられた方を紹介させていただきます。

お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立いただきたいと思います。

吉田町助役の船脇一見様でございます。

○船脇委員 よろしくお願いいいたします。

○黒木事務局次長 それでは、本日の会議資料につきましてご確認をお願いいたします。

「会議次第」、それから「第6回鹿児島地区合併協議会」と表紙に書いてある資料でございます。そしてA4横長の資料でございますが、「議案関係資料」として、第21-2号議案と第34号議案から第41号議案までの9部、そして「協議会委員の先発例視察研修報告」、最後になりますが、本日付の「鹿児島地区合併協議会委員名簿」でございます。

おそろいでございますでしょうか。

会長あいさつ

○黒木事務局次長 それでは、開会に当たりまして、鹿児島地区合併協議会会長であります鹿児島市の赤崎市長がごあいさつを申し上げます。

なお、会長には、ごあいさつの後、議長として議事を進めていただきます。

よろしくお願いいいたします。

○赤崎会長 皆様方、改めましておはようございます。

第6回の鹿児島地区合併協議会を開催するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、そしてまた、きのう、きょうと大変暑い中をご出席を賜りまして、心から感謝を申し上げます。

さて、当合併協議会は、これまで5回の協議会を開催してまいりました。基本4項目の決定をはじめといたしまして、住民生活に深いかわりのある事項について委員の皆様方に十分ご審議をいただき、いろいろな面でのご決定をいただいております。

第1回目の合併協議会を開催いたしました1月31日から、このように季節も変わりまして夏本番を迎えております。これまでの協議の経過を見ますと、我が鹿児島地区の合併協議はおかげさまで順調に進んでいると思っております。委員の皆様方に対しまして、改めて心からの感謝を申し上げたいと存じます。

また、今月9日から10日にかけて、17名の委員の皆様には茨城県のつくば市を視察をしていただきました。お忙しい中、ご参加をいただきまして、大変ご苦労さまでございました。その成果を当合併協議会の審議の中で生かしていただければ大変ありがたいと思っております。

さて、これから、住民の皆さんに直接深いかわりがあり、そしてまた住民の皆さんも深い関心を持っておられる議案等について協議をしてまいることとなります。1市5町でお互いに真摯な意見を出し合いまして、十分に協議を尽くし、また住民の方々に十分な情報提供を行い、合意形成を図りながら協議を進め、そして取り組みを進めてまいりたいと考えております。また、このことが当協議会に課せられた最も重要な課題であろうとそのように考えておるところでございます。

協議会の委員の皆様にはいろいろとご苦労をおかけいたしますが、よろしく願いを申し上げたいと存じます。

以上、大変簡単でございますけれども、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

議 事

第21号議案 町名・字名の取扱いについて（継続協議）

第21-2号議案 町名・字名の取扱いについて

○赤崎議長 それでは、早速でございますが、会議次第の3、議事に入らせていただきます。

まず、資料の1ページをお開きをいただきたいと存じます。

「町名・字名の取扱いについて」は、第4回合併協議会で提案をし、各委員においてそれぞれご検討いただき、前回の第5回合併協議会で協議を行ったところでございますが、いろいろと多方面にわたる熱心なご協議をいただきまして、それを踏まえて再度専門部会、幹事会で協議を行い、そしてまた本日の協議会を開くに当たって首長協議も行ってまいりました。

これらの協議の結果、第4回合併協議会でご提案をいたしました21号議案は取り下げることといたしまして、資料の3ページにありますように、議案の内容を見直して、新たに第21-2号議案として提案をするものでございます。

それでは、この第21-2号議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 それでは、資料の3ページの第21-2号議案「町名・字名の取扱いについて」でございます。

町名・字名の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めるものでございます。

第1項 鹿児島市の区域内の町及び吉田町の区域内の町、これは牟礼岡一丁目から牟礼岡三丁目まででございますが、この区域及び名称は、現行どおりとしようとするものでございます。

第2項は、吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の各町の区域内の字の区域を廃止し、当該廃止された字の区域に相当する区域により新たに町の区域を設定し、その名称については、次のページになるんですが、表示案に基づき、各町の意向を尊重し合併時まで調整するものとするという議案でございます。

この町名・字名の取扱いにつきましては、ただいま会長の方からもございましたが、第4回の合併協議会にご提案をし、次の第5回合併協議会で協議をしていただきましたが、現在の町名を残してほしいというようなご意見がございまして、第5回の合併協議会におきまして会長から、専門部会等で再協議をするように指示がございました。

次のページになりますが、この指示を受けまして再検討を行いました結果、住所の表示の方法は、字を使わずに町の表記とすることで1市5町で意見の一致をみております。

次に、町の名称につきましては、統一した取り扱いとすることが困難でございましたので、5町それぞれで決めていただくということにしたものでございます。

5町の住所の表示案といたしまして、3つのパターンを示しております。

吉田町を例にご説明を申し上げますと、「現行」のところに、2段目でございますが、「鹿児島郡吉田町本城〇〇番地」というものから矢印が出ておりますが、その矢印の先の、これは「鹿児島市本城町〇〇番地」となっておりますが、このは、当初ご提案をいたしました表示の仕方でございますが、現在の字名をもって新たな町名とするものでございます。具体的には「鹿児島市本城町〇〇番地」となります。

続きまして、は、現在の自治体の名称から「町」をとった吉田というものと、字名の

「本城」を組み合わせる新たな町名とするものでございます。具体的には「鹿児島市吉田本城町〇〇番地」となります。

続きまして、は、現在の字名とは違った新たな町名、例えば「鹿児島市吉田本町〇〇番地」あるいは「鹿児島市いろは町〇〇番地」とするものでございます。

この5町の合併後の住所の表示は、ここにお示しをしました3つの案の中から、各町の判断により選択をし、その選択を尊重して合併時まで調整して決定しようとするものでございます。

続きまして「第21-2号議案関係資料」、横長の資料でございますが、これをごらんいただきたいと思っております。

あけていただきまして、一番右側に調整方針（案）を表記いたしておりますが、このページで申し上げますと、（10）-2及び3ページの一番右側でございます。

この調整（案）は、ただいま議案の方でご説明を申し上げました調整（案）となっております。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま事務局の方から、第21-2号議案「町名・字名の取扱いについて」の説明を申し上げましたが、これに関して何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

なお、これまでの協議会でも申し上げてまいりましたが、発言をされる方は、手を挙げていただきますとマイクを持ってまいりますので、名前をおっしゃってから発言をお願いしたいと思います。

どなたからでもどうぞ。

○宮廻委員 前回、いろいろとこれまでの議論について意見を会長から問われましたけれども、私としては、ただいまご説明のあったような調整方針でよろしいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○赤崎議長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様方。

○福石委員 住所表示がどのように変わっていくか、さなかですけれども、確認の意味で質問をさせていただきます。

例えば「鹿児島郡吉田町」というのが消えてしまう格好になりますけれども、いざその

変更があった場合、法務局関係について、合併という公の職権において住所がそのように表示されるものか。今まで財産としてそういう表示があったのが、今度設定された表示と同時の形になるのか、その辺の説明をお願いを申し上げたいと思います。

○奥山建設専門部会委員 町名の解消につきましては、これは合併の特別の扱いではございませんで、通常行われております地方自治法に基づきます手続きになろうかと思えます。結果的に法務局へお願いしていくこととなりますけれども、その以前の手続は地方自治法に基づく手続になっていきます。

○赤崎議長 もう一つおっしゃったのは、例えば土地とかそういう財産関係も、例えば鹿児島市本城町〇〇番地ということになれば、これと同じ表示になるのかという質問。

○奥山建設専門部会委員 失礼いたしました。そちらの方も同じ表示の扱いになろうかと思えます。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

ほかはございませんか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければ、21-2号議案に関連をしてお諮りを申し上げますが、先ほど申し上げましたように、さきに提案をいたしました21号議案は取り下げるという扱いにしたいと思えます。

なお、第21-2号議案につきましては、今回新たな提案を行ったという考え方に立ちまして、次回の協議会まで各委員でそれぞれご検討をいただいて、次回でご決定をいただきたいと思っておりますが、そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのような取り扱いにさせていただきます。

宮廻先生、どうもありがとうございました。

第27号議案 ごみ処理事業の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 それでは、ここからは継続協議となっております議案の協議に入ります。

まず、第27号議案「ごみ処理事業の取扱いについて」を議題といたします。

資料の6ページをお開きをいただきたいと思います。

この議案につきましては、前回の第5回合併協議会で提案いたしておきまして、各委員

におきましてご検討をその後いただいておりますので、まず、ご意見等がございましたらお願いをいたします。

○上山（稔）委員 焼却処理については、鹿児島市の2処理場で処理することになっておりますが、桜島町のクリーンセンターにつきましては、最近、ダイオキシン対策として、約4億円をかけた改修したばかりの施設であります。今後の取扱い方針として、中止する案が提案されておりますけれども、2年前に約4億円をかけたばかりの施設を中止することは、行政として住民の理解が得られるとは考えられないと思考しております。

このようなことで、東桜島地区のごみを一緒に処理する方法は検討されないものかどうか、お伺いいたします。

次に、事業ごみについてでございますが、鹿児島市では一切行政収集していない制度となっておりますが、桜島町の場合、鹿児島市の施設へ搬出するため経費としてフェリー料金が必要となる分、経費が高つくことが懸念されますので、現在の桜島町にありますクリーンセンターに仮置き場を設置するなどの対応はできないものかどうかお伺いいたします。

以上2点についてお願いいたします。

○塩満環境専門部会委員 今、2点ほどおただしがございました。

まず1点目の、現在、ダイオキシン対策等を講じたクリーンセンターの施設の継続をというお質しでございますが、まず、基本的に鹿児島市はこれまで、ごみの減量化、分別効果等でごみ量がかなり減ってきております。基本的には5町合わせて現在の施設で焼却が可能であるということがまず前提でございます。2つの点から検討しておるわけですが、まず1つ目はダイオキシン対策です。今、ご説明がありましたように、桜島町におきましては、一昨年ダイオキシン対策等をやられて、その効果も出て、今、問題がないということは十分お聞きしているところでございますが、まず、この点については、より排出基準の厳しい安定した燃焼が得られる連続式のストーカー炉といえますか、鹿児島市がそういった施設を持っておるわけですが、そういったところで全量を焼却をしていくことが望ましいという判断が1つございます。

また、2つ目には費用効果でございます。継続使用した場合と休止した場合で燃焼施設の維持管理費等の有無によりまして、休止した場合の方が経費が安くつく。私どもの試算では約8,600万円ほど安くなるのではなからうかというふうに試算をしておりますが、そのような2つの検討結果から、休止して鹿児島市の2清掃工場に5町分を含めて焼

却をさせていただきたいというふうにご提案を申し上げているところでございます。

もう1つ、ストックヤードのお話がありました。確かに現在、事業系ごみというものを桜島町においては近辺の処理施設で対応されているということについては、利便性の面では納得ができるわけですが、まず私どもは基本的には事業系のごみというのは、事業所ごみというのは事業所が自己責任でもって処理するというのが廃掃法の中でうたわれておるわけですが、まず基本的にはそういった体制をとっていただきたいと。したがって、鹿児島市におきまして、昨年の4月からそのような体制をきっちりとりまして、現在、そういったことへの理解、協力が得られまして、順調に事業所ごみについては処理が進んでいるところでございます。

それと、聞くところによりますと、桜島町の場合は農業の野菜くず等も畑で処理をされなくて持ち込まれているというようなお話も聞いておりますが、鹿児島市がとっておりますように、事業系の料金を払ってまでそういったストックヤードには持ってこないんじゃないか。したがって、自然に返せるものについては自然に返して、そういったリサイクルをされていくのではなかろうかというような地域的な効果も出るのではなかろうかと思っております。

そのようなことから、ストックヤードについては、結論から申し上げますと、事業系搬入については整備は困難と。また、これを持ち込むということになりますと、実際計量をして、量を確認をして、そういった対応をとりますということになりますと、やはりそこに人員の配置等も出てまいります。そういったコスト面でもまた高くなっていくのではなかろうかと。確かに渡船料とかいろいろ距離的なものはございますが、それを上回るものが出てくるのではなかろうかと思っております。

もちろん家庭系ごみについては、事業系とは別でございまして、そういった意味では、仮置きという意味での目的を持ったストックヤード等の整備は行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 いかがですか、よろしゅうございますか。

ほかは何か。

○多丸委員 現在、ごみステーションについて、各町、回収ボックス等につきまして、町が補助をしてボックス等も設置をしておりますが、鹿児島市の場合はこの補助対象がないと、補助がないということでありまして、合併後、回収ボックス等についての補助等につ

いての考えはどうであるのかお尋ねいたします。

○塩満環境専門部会委員 ごみステーションにおける設置補助の点のお質してございますけれども、お質しのとおり、鹿児島市については現在そのような補助制度は設けていないところでございます。

しかし、今回、5町との関係を調べてみますと、今、郡山町でお示しがありましたような状況がそれぞれあるようでございます。それぞれ補助の金額については差があるようでございますが、私どもとしては、鹿児島市の場合もすべて路上でそういったようなごみステーションにボックスを置くということは不可能な部分もありますが、郊外等についてもございますし、またそのような要望も承っておりますので、この制度はある意味では存続した方がいいのではないかというような観点から、仮に合併になりましたら、その辺を再編しまして実施できるような検討をしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

○多丸委員 はい。

○赤崎議長 ほかはございせんか。

○武 委員 先ほど桜島町の方からご提言がありましたけれども、事業所のごみの処理でございますけれども、先ほどの説明では、自己責任において処理をしてもらいたいということでございますが、当面鹿児島市に処理を持っていくわけですけれども、今までと違って非常に航送料、フェリー運賃が非常に高く負担がつくわけですけれども、これらの点については何か方策を考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○塩満環境専門部会委員 現在、鹿児島市におきましても、東桜島町が実際フェリーを利用して、事業系のごみについてはこちらの方に持ってきてもらっておるわけでございますが、それらの事業系ごみにつきましては、先ほど申し上げましたように、いわゆる自己責任ということで事業所が責任を持って処理をするという趣旨から、当然、今お質しのそういった搬送料等についても、そういったごみ料の積算の中で当然搬出者とそれを受け入れる許可業者との間で決めていかれるものと考えております。

今、鹿児島市の東桜島町の事例を申し上げましたけれども、昨年から約1年を経過しておりますけれども、順調にいったらということを示しましてご理解を賜りたいと思っております。

○赤崎議長 よろしゅうございますでしょうか。

○武 委員 わかりました。

○赤崎議長 ほかは。

○長田委員 異議はございませんが、先ほど各町の委員からもございましたが、ごみは日常生活に大変関連のある問題でございますから、分別収集の方式等は、わかりやすい資料を活用するなどして5町の住民の方々に、戸惑うことのないような広報、啓発に努力されること。

また、松元町内にある日置地区の一部事務組合のごみ処理施設、並びに先ほどございました桜島のクリーンセンターを合併後使わなくなることについては、地域住民の方々に十分な理解が得られるよう努力されることを申し上げさせていただきたいと思います。これは議会での意見でもございますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○赤崎議長 どうもありがとうございました。

よろしゅうございますでしょうか。

○柿迫委員 松元町議会の委員会としましても、第27号議案については特に異論等はないことをまず報告いたします。

その中で、鹿児島市の制度に統合する中で、先ほど出てきていますごみの搬出ですが、鹿児島市の一般家庭は、今、無料です。袋は透明であれば何も構わないと。ところが、5町の方は、それぞれ有料指定袋ということで処理をして、負担の面から言えば安くなりますから、住民サービスにつながるのかもしれませんが、逆にごみを出す責任者としては、かえって有料の方がごみを出す量を、例えばむだに出さないんじゃないかと。そういう意味では、かえって有料、そういうようなものも検討すべきじゃなかったんだろうかというような声もありました。

そういう中で、これは負担が軽くなりますから、それ自体に異議を唱えるつもりはありませんけれども、今年の4月から事業所ごみがそれぞれ契約されて処理されるように鹿児島市はなりました。同じような流れの中で、個人の一般家庭ごみというのも何らかの形で検討されているんじゃないかと。今はただだけれども、何かあったときは上がりますよというようなことは懸念されないのかなあというような声もあったんですけども、現在の鹿児島市のごみ担当の方でこの点等については全然検討はされていないのか、将来的にも今の一般家庭ごみは無料というような流れがとられていく可能性の方が高いのか、ひとつ確認をさせていただきたいと思います。

○塩満環境専門部会委員 貴重なご提言ありがとうございます。

まず、家庭ごみの有料化につきましては、現在、鹿児島市は無料でございます。

今回、合併に当たりましては、現行制度をそのまま使うということで、特に有料化がいいとか無料化がいいとかというような観点から、無料化がいいというふうに判断をしているわけではございません。

したがって、今回は、現在、鹿児島市の制度が、家庭系ごみにつきましてはそのような状況から、合併に至ってはその時点では継続をさせていただきたいと。

ただ、将来の問題としましては、私どもも総合計画の中ではそのようなことも種々検討しておりまして、将来に向けてはまた別途検討してまいりたいと考えております。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

○柿迫委員 はい。

○赤崎議長 ほかはよろしゅうございますか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、いろいろとご意見いただきました。

ほかになければ、この第27号議案「ごみ処理事業の取扱いについて」は、原案どおり決定したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

第27号議案ごみ処理事業の取扱いについては、原案どおり決定いたします。

第28号議案 環境衛生事業の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 次は、第28号議案環境衛生事業の取扱いについてを議題といたします。

資料は7ページでございます。

この議案につきましては、議案関係資料の修正についての報告がございますので、まず事務局の方からそのご報告、ご説明を申し上げます。

○成清事務局長 議案関係資料の修正でございますが、「第28号議案関係資料」の(18)-4、5ページでございます。項目は7の火葬経費補助事業でございます。修正の箇所は、桜島町の「現況」の欄でございます。従前は、ここは「13歳以上8,000円、13歳未満5,500円」というふうな表示をいたしてありまして、修正をした箇所は「13歳未満」のところを「5,500円」を「5,000円」に修正をいたしてあり

ます。大変申しわけございませんでした。

以上でございます。

○赤崎議長 それでは、ただいま28号議案についての議案関係資料の修正についてご説明を申し上げます。この議案につきましても、前回の合併協議会で提案をいたしておりまして、各委員においてそれぞれご検討いただいていることと思いますが、何かご意見等ございましたらお願いをいたします。

特にございませんでしょうか。

○柿迫委員 28号議案の「環境衛生事業の取扱いについて」、さきの第5回の協議会の中で私が質疑したのがありました。本町は、上水道の水源を100%地下水に頼っていると。産業廃棄物処理について、合併後、懸念されるような事態にはならないんだろうかということで質疑をいたしました。そのときに答弁が、そういう基準を設けておりますというような答弁をいただきました。

その後、鹿児島市の担当より本町の方へおいでいただきまして、鹿児島市が今、進められております産業廃棄物に対する処理について、基本方針、そういうものをすべてお示しただきまして、本町で平成2年に議決した産業廃棄物設置に対する決議以上のものの大変厳しい基準が設けられているということが確認できました。そのことを特別委員会でも報告をいたしまして、委員納得をしたわけですが、ほかの4町の方々にも同じようなことを、今、この場をおかりしまして、鹿児島市の策定しておられる手引によりますと、そういう産業廃棄物が合併後になってから本町の方に設置されるんじゃないかなという懸念は大分少ないというか、ほぼないんじゃないかなというような感じであったことをつけ加えて、この「環境衛生事業の取扱いについて」、本委員会としては何ら異議がなかったことを報告いたします。

○赤崎議長 どうもありがとうございました。

ほかはよろしゅうございますか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければ、お諮りを申し上げますが、第28号議案「環境衛生事業の取扱いについて」は、原案どおり決定したいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、第28号議案「環境衛生事業の取扱いについて」は、原案どおり決定いたし

ます。

第29号議案 上・下水道事業の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 次に、第29号議案「上・下水道事業の取扱いについて」を議題といたします。

資料の8ページをごらんいただきたいと思います。

この議案につきましても、議案関係資料の修正についての報告があるようでございますので、まず事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 これも議案関係資料でございます。29号議案関係資料「上・下水道の取扱いについて」というものでございます。

この資料の(19)-4、5ページでございます。(19)-4でございます。項目は、第4の吉田町地域下水処理事業でございます。修正箇所は、吉田町の「現況」の欄でございますが、現在、「供用開始：昭和53年5月」というふうにいたしておりますが、修正前は、「設置年月日：昭和54年」というふうに表示をいたしておりました。これは、「供用開始：53年5月」が正しゅうございますので、こちらの方に訂正をしたところでございます。大変申しわけございませんでした。

○赤崎議長 ただいま修正箇所についてのご説明がございました。この議案につきましても、前回の第5回合併協議会で提案をいたしておりまして、各委員におかれては、その後、いろいろご検討いただいておりますので、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

○上山(秀)委員 桜島町の市町村合併調査特別委員会で出た問題でありますので、申し上げます。

第29号議案関係資料(19)-8ページの項目6、「現況」の表の下にあります「基金及び保有額」が「なし」となっておりますが、桜島町は、企業会計方式で実施しておりますので、この欄は、丸括弧で「留保資金」と記載し、金額で「9,591万4,902円」となります。この全額が必然的に「調整方針(案)」のところも鹿児島市に引き継がれるものであると思っております。

ところで、桜島町は、統合ではなく現行どおりとする願望の考え方で申し上げます。

企業会計方式を採用してまで収益収支、資本収支に気配りする中で低廉な水の供給に努めておりますが、統合となりますと、段階的調整は図られてはおりますが、大方の町民は

負担増を免れない状況となります。海を隔てておりますので、海底をパイプラインで送水する設備投資をすれば話は別ですけれども、施設を直結することなく、別建てでの資産管理が続けられるものと思っておりますので、多額な投資額の市の償却費まで負担する統合については、町民感情として問題があるというものであります。

桜島町の簡易水道事業は完全に独立しています。鹿児島市と桜島の海を隔てた特殊事情は、水道法第2条の2第1項による「地域の自然的社会的諸条件」に値しますし、水道料金の算定根拠は、適正な原価に照らし公正・妥当なものであることの原価主義が原則であることは申すまでもないことであります。町民の負担増の観点から、統合ではなく現行どおりとすることを求めるものであります。

以上です。

○赤崎議長 だれが答弁しますか。

○森 水道専門部会長 簡易水道事業を上水道事業に統合いたします必要性でございますけれども、2点ほどを考えております。

まず、水道事業におきましては、水需要の低迷によりまして給水収益が伸び悩む中におきまして、今後の水道事業の運営に当たりましては、老朽化した施設の更新あるいは年々厳しくなる水質基準への対応など、収益の増加につながらない経費の増加が考えられておりまして、統合による経営基盤の強化を図る必要がございます。

また、2番目といたしましては、合併後は、同一市域内で同一事業を行いまして、同一料金とし、使用者の負担の公平を図るとともに、水道事業を経営する公営企業といたしまして、全市的・一体的な施設の維持・管理及び改良・更新を行う必要がございます。合併後の速やかな事業の一体化を図る、そのような観点から、簡易水道事業を上水道事業に統合しようとするものでございます。

なお、施設が直結することなく統合のご指摘がございましたけれども、先般、国におかれましては、水道事業の広域化を図るという観点から、施設といたしまして直結していなくてもソフト的な運営的な面で一体化を図ると、そのような方針を打ち出されておりました。そういう観点からも上水道事業に統合しようとするものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 いかがですか。

○武 委員 ただいま水道料金の設定について29号議案の問題ですけれども、水道料金の設定は、原則供給原価を基本として算出すべきものであるわけですが、本町の桜島町の

簡易水道利用者と鹿児島市の施設利用者と料金を同額にするということは不合理であると思われます。具体的には、簡易水道事業と上水道事業を統合することに問題はないのか。また、当然、桜島町の簡易水源の水源と上水道の施設とは全然根本的に違っているわけですが、この点、矛盾はないのか。そこら辺について伺います。

○森 水道専門部会長 水源が異なること云々のご指摘でございますが、現在、現状を申し上げますと、私ども東桜島の方におきましても、水源は違っておりますけれども、水道事業として一体化して総括原価方式によりまして料金を決定しております。

なお、念のために申し上げますと、5町の簡易水道事業でございますけれども、これにおきましても、簡易水道の組合は複数ございましてそれぞれ水源が異なっておりますけれども、各町におかれましても、簡易水道事業一本で同一の料金で運営されておきまして、水源が異なりましても料金を一本化することについては問題はないという考え方をいたしております。

○赤崎議長 武さん、よろしゅうございますか。

○武 委員 わかりました。

○赤崎議長 ありがとうございます。

ほかは。

○山元委員 この水道事業でございますけれども、合併に当たって、水道料金は激変緩和措置として平成19年度までは段階措置がありますが、交付税の合併算定替が、合併後10年間は満額の措置がされております。その後5年間は段階措置であるので、これらの制度を財源として、もう少し長期間における激変緩和措置は適用できないのか伺いたしたいと思います。

○森 水道専門部会長 激変緩和の国の措置でございますけれども、公共料金の格差是正等につきまして、合併に伴う国の包括的な支援措置といたしましては、合併年度またはその翌年度から3カ年につきまして、特別交付税の措置がございます。

そのようなことから、私どもとしましては、合併年度の翌年度の17年度から3カ年にわたって格差是正の措置をいたそうとするものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 山元さん、いいですか。

○山元委員 なぜ私がこんなことを言うかといえば、やはり簡易水道、上水道の水道の格差というのは、本町でも10トンから20トンぐらい使用される家庭はまあいいんですけど

れども、40トン、50トンになりますと、鹿児島市の料金の約倍になるわけなんです。だから、町民がそれで理解できるのかという、そうしたことで議会の特別委員会でも大きな議論になったわけでございます。それで、できることなら私が先ほど申しましたように、もう少し年度を延長していただきまして緩和措置をしていただきたいというのが私の意見でございます。

以上です。

○赤崎議長 どうも。

どうぞ、追立さん。

○追立委員 第29号議案について、喜入町も議会の調査特別委員会では、この水道事業については異論があると、かなりきつい内容で私も言われております。その内容をあれしますと、今、問題にされているのが上・下水道事業ということなんですが、工業用水事業、簡易水道事業、一般上水道事業、こういうような形の中で別々で事業をされても支障ないんではないかと。

それから、今、桜島町の方々も言われていますが、供給原価、こういう諸々も計算して、今、出している各自治体の水道料金であると。これがもし鹿児島市の上・下水道のそういう料金体系に合わせるならば、本管、そういうものを喜入町に引くというような形であれば仕方ないだろう。しかし、現状のままでこれを水質、水道料、こういうような諸々をあわせて、今、提案されるのはどうかというようなことなんですが、その辺の考え方をちょっと教えていただきたいと思います。

○森 水道専門部会長 水源が別々の状況で上水道事業に一本化しようとする基本的な考え方につきましては、先ほどご答弁を申し上げたとおりでございます。

なお、工業用水道事業については、提案のとおり別途運営いたしますけれども、上水道事業に今回、合併に当たりまして統合しようという考え方につきましては、先ほど経営基盤の強化・効率化を申し上げましたけれども、統合によりまして、組織の簡素化、事務処理の効率化、経費の節減が図られますことから、水道事業全体の健全経営に資することができると考えております。

また、具体的に申し上げますと、統合によりまして、事業計画の策定あるいは認可申請、予算・決算等の経理処理、ちなみに桜島町を除きまして4町の簡易水道につきましては公営企業法を適用しておりませんので、官庁簿記で経理をやっております。公営企業におきましては複式の簿記を採用しておりまして、そういうことから、それぞれを併存させます

と事務処理に支障が生じる。また、効率的でないということ等も考えております。その他統計・集計、あるいは電算システム運用など効率が図られることを1つの大きなポイントに考えております。

それと、水源が現時点では分かれておりますけれども、今後、経営規模が拡大する中で、施設整備に必要な箇所に計画的に全体として投資ができ、安全な水を安定的に供給できると、そのような体制を強化できるものと考えております。

また、今後の問題でございますけれども、将来的には、鹿児島市の給水区域と隣接しているところにつきまして、地形的あるいは事業費的な面もございますけれども、総合的に連結が可能なものについては、その方面から安定的な給水体制を図ることができることも考えられますし、また、簡易水道同士の連結によって安定的な給水も図られるんじゃないかと、そのような総合的な面も考えております。

また、先ほどに加えますと、合併特例事業の活用の点も大きな点でございます。合併特例事業につきましては、上水道事業が対象になりますので、統合によりまして、5町を含めてそのような合併特例事業の活用も図ることができると、そういう観点から効率的なもの、そのように考えているところでございます。

○成清事務局長 事務局の方からちょっと補足的なご説明になりますが、ご案内のとおり水道事業というのは、1960年代から70年代、そういうところで全国的に整備をされておるわけでございますが、これからの水道行政というのは、やはり維持・管理の時代になっていくというふうに言われております。これはやはり整備をした水道管の更新、こういったものに莫大な費用が生じてくるわけでございます。これらの費用については、やはり収入、水道使用料、こういったもので賄っていくことが原則であるわけでございますので、そういった水道の財政を先ほど水道専門部会長も申し上げましたけれども、安定的な整備、それから計画的な整備、そういったものができるような財政基盤、こういったものを確立していく必要があるというふうに言われております。

そういった意味では、合併によって経営基盤を強化をしていくといったことが必要であろうかというふうに思っております。

○追立委員 お伺いいたしますが、今、事業形態というような形の中で説明されると、これからの老朽化とか諸々そういうのはあるんですが、ただ、喜入町も人口1万2,000人なんです。ところが、簡易水道ということは、地形が16キロと細長い。それからやっぱり各水源のところから取っていると。それから今、水質とか、水の諸々のそういうよ

うな検査、こういうものの中では喜入の水は名水まではいかないけど名水に近い評価があると思う。そういう中で喜入町民は、簡易水道法という5,000人未満ですかね、そういうような事業の中で金額を抑えている。

今、桜島町の方が言われたんですが、平均の20トンというのは、喜入町で例えば1万円前後の金額をされている方々は子供さんが2人、3人、大体親子4~5人なり核家族、こういう方々のやっぱり水道料、使っている例が多いんですね。ですので、やはり平均値でいくのと、実質これから生活しなきゃいけない方々、こういう方々が、今言われるように2倍から、喜入も正確には出せないですけども、平均すると2.3倍の金額になっていく。そうすると、今、大体1万円前後使用されている家庭、これはもう子供さんが生まれてから大体大人になる20歳ぐらいまでの方々が生活されている方々の水道使用料というのはかなり多いんですよ。そういう方々が、やっぱり2倍から2倍強になれば、直接やはりその分だけ経費がかかっているんだと。

水道事業というような形の中であれば、喜入町も水道事業の中でいろいろ努力して数字計上の中ではこれだけ抑えてきている。ですので、我々の方としたらば、上水道につながるこういう最大限の事業計画があれば、当然、維持、そういうものも計算した中で数字計上はされても仕方ないだろう。しかしながら、今、現状の中で、各自治体が頑張っている中で水道という事業がある。しかも工業用水は認められる。水道事業は上水の方に組み込むんだと。喜入町が今、簡易水道にどうしてなっているかというのは、やっぱり16キロという大きな問題点があるんですね。ですので、その辺を含んで、永劫とは言いませんが、やはり段階的に上げていく年数をもっと引き延ばしてほしい。現行予定されているのは3年と言われるんですが、それを5年、10年というような形の中で検討いただけないかなと、そういうふうに思います。

○森 水道専門部会長 水道料金の格差の関係でございますが、鹿児島市を含めまして、吉田町、桜島町、喜入町、松元町、郡山町、各町の水道の使用状況を調べさせていただきますと、平均的に一般の家庭におきましては、20立方メートルから30立方メートル、月でございますが、このような使用状況でございます。

そのようなことで、水道料金を比較してみますと大きな差は、極端に2倍、3倍という差は生じないところでございまして、ご指摘の2倍、3倍という料金の差が広がってまいりますのは、大口の需要家、使用される事業所等がそういう対象になってございまして、一般の家庭についてはそのような大きな差はないところでございます。

ただ、しかしながら、水道料金につきましては日常生活に密着したものでございますので、そういう点を勘案いたしまして、段階的に調整の措置をとらしていただくという考え方でございます。

なお、先ほど申し上げましたとおり、その調整の期間といたしましては、国におきましても合併年度、あるいは合併年度の翌年度から3カ年というものの特別交付税措置をいたしておりますことから、3カ年といたしたものでございます。

これを仮に4年、5年といたしますと、水道事業につきましては、基本的に受益者負担を原則といたしてございますので、その減免した分については他の利用者がそれを負担するというので、公平の原点に立ちますと、3年以上の減免というのは水道事業としてはどのようなものかという観点で考えているところでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 いかがですか、追立さん。

○追立委員 喜入町のとにかく特別調査委員会では、やはり水道のこの事業について上水道1本、こういうような考え方についてはどうしても納得できないと。やはり簡易水道法、こういうのもあるんだと。だから、やっぱりその上にのりつった中でやってほしいと。

今、事業として新しい新規事業でないんだと。今ある現行の中でも十分通用するんではないかという意見が大勢を占めているもんですから、どうしても今回の説明だけでは納得できないところが今のところあります。もう一度立ち返って私は語りたいというふうにしなかられませんか。

○赤崎議長 ほかの方は何かありませんか。

○長田委員 今、水道料金の取り扱いとあるいは施設の統廃合等についてございましたが、私ども市議会でも大変住民生活に直結する問題だと、5町を含めてですね。そういう観点から、市議会としては、特別委員会の中で関係当局に詳細な資料の提供を求めたのですが、その中で明らかになったことは、5町の水道料金がすべて上がるということではなくて、本市の水道料金体系が一般家庭料金をできるだけ抑える仕組みになっておる面もあるわけですね。一般家庭においては料金が下がるといったことなども明らかにするなど、各面から検討を行って、私どもとしては一定の意見をみたというところでございます。

何かこの件でございましたら、うちの特別委員会のメンバーもおりますので、ご質疑があったらお尋ねをいただければというふうに思います。

以上です。

○赤崎議長 どうも。

私の方から少し申し上げますが、まず第一に、鹿児島市の水道料金は高いんじゃないかというお気持ちを持っておられるとすれば、それは払拭をしていただきたい。鹿児島市の水道料金、全体的には国の平均以下になっております。それはやはりダムをつくったり、あるいはいろんな大きな施設をしなくても、地下水、それから万之瀬川、甲突川の川の水を利用できるという点等があって、全国的には低い部類にあるんだということをまずご認識をいただきたい。

それから簡易水道は、経営方式も違い、施設もまたある意味では、簡易水道と言われるだけに簡易ですので、料金的にはそういう面がありましようけれども、将来の経営基盤等を考えると、やはりその簡易水道、小さな簡易水道だけ独立をした形で将来とも安定したものができるといって、私はそれは極めて難しい面があると思っております。

それから今、長田委員からお話ございましたように、私どもは、大体平均的家庭では20から23?ぐらいが一月の使用料ということで、そこに至るそこまでの料金はできるだけ安くしようと、一般の生活用水についてはできるだけ低くしようと努力をしております。したがって、その分、多い50とか100とかとなりますと料金が高くなってくる面もあります。

したがって、それはどこでも大体全国的に20から23~24?が日本の通常ですので、どこも私は一緒だろうと。それを家庭で非常に多いのは、例えば農業用水にこれを使ったり、あるいは家畜の多頭飼養とかそういうものに使ったり、そのほかに使う面があられるんじゃないのかなあと。一般の家庭で40とか50とかというのが使われることというのは、私は通常的生活だけでいくとあり得ないことではないのかなあとというふうに考えております。

したがって、やはり今、今の現状だけでとらえて上水道と簡易水道と分離をすべきだとか、あるいは何か簡易水道が非常に高くなると、私は通常の場合はそんなに変わっていない。今、長田委員がおっしゃったように、町によっては鹿児島市よりも現在でも高いところがある。そういうふうに大同小異だろうと思っております。

それから、やはり将来のことを考えれば、私はやっぱりこの際やっておかないと、先ほど水道専門部会長がご答弁を申し上げましたように、いろいろな修理とかそういうものが出てきた場合には大変だろうと。それはやっぱり独立採算の原則に立って、自分たちの水道料金を貯めておいて、先ほど桜島の助役さんからありましたが、そういう基金等でため

ておいて、そしてそれを使っていくということでもしないと、その財源というのは出てこないわけですから、その辺を現状だけでとらえて右か左かという考え方、それからやっぱり長い将来、お互い私どもの人生でもありますように、若いときはよかろうけれども、年をとったら病気をする。いろんなことが出てくるわけです。そういう全体の長いスタンスで考えてみた場合にどちらがいいのかと、こういうこともやっぱりお互い考えていかなければならない面が私はあるのではないのかなあと、私個人の意見ですけれども、そのように考えております。

そこで、いろいろお話がございましたが、この議案についてはいかがしたらよろしいかというふうにお考えでしょうか。

いろいろご意見も出たり、ご要望も出ましたが、きょうここで決定をするやり方でいくのか。あるいはそういうものを考えてもう一回検討をするという方法でいくのか。あるいは事務局の方からは、いろいろ考えた結果の総合的な判断ということでお示しをさせていただきますという答弁もございましたが、その辺皆さんいかがお考えでしょうか。

○池山委員 ただいま水道の料金のいろんな調整についてのご意見等ございましたけれども、この件につきましては、専門部会とか幹事会で数度にわたりましていろいろと検討もしていただいて、原案になっているようでありますけれども、確かに水の量を多く使う家庭につきましては若干高くなるというふうな状況にあるようでありますけれども、先ほど来お話ありましたとおり、水道事業の経営の安定化という観点、また各町とも施設の更新の時期にぼつぼつ入ってくるんじゃないのかなというふうに思っておりますけれども、そういう面等を考えますと、この際、いろんな意見はあるかもしれませんが、上水と簡水を一本化するというふうな方向でいいんじゃないのかなというふうに思っているところであります。

要は、将来にわたっていかに水を安定的に供給するかというふうな観点が必要でありますし、1市5町で一緒になろうというわけでありますので、水道の事業のみならず、高くなる所安くなる所あるかもしれませんが、この辺については、こういうふうな事務局、また専門部会でも大分ご苦労もいただいたようでありますので、原案でいいんじゃないのかなというふうに思っているところであります。

○赤崎議長 ありがとうございます。

○宮廻委員 この問題は、町名の問題とちょっと性質が違って、経営の問題がやっぱり重要だと思います。

それで、先ほど来ご意見が出ていますように、会長もおっしゃられましたように、新しい鹿児島市としての水道事業全体としての経営の問題というのをやっぱりまず中心に考えるべきじゃないかなと思います。いろいろ設備の更新とか、そういうこと全体の枠組みの中でやっていけるようにしていくというふうなことがやっぱり必要だと思います。

それと、水道の料金の問題だけじゃなくて、やっぱり水道事業をある程度合理的にやっていくようなことを考える必要があると思いますけれども、他の行政サービスとのバランスの問題もあって、水道事業だけを中心に考えれば高くなるというふうなこともあるかもしれませんが、他のサービスとの関連でやっぱり全体として見るべきじゃないかなというふうに思います。

それから、一体となれば水道事業としての管理責任というふうなことも出てくるでしょうから、やっぱり管理のしやすいような体制を当初からとっておくということが、水道事業の先ほど安定的な供給とか水質の問題とかありましたけれども、そういうものに責任が持てるような体制をつくるという意味で重要じゃないかなと思います。

ですから、現在の簡易水道事業をやっているところからすると、いろいろ新しい制度にいくところでやっぱり不満もあろうかと思いますが、現在、この協議会であったようなご意見を反対の多いところには持ち帰って、ちょっと説得をしていただけないかなというふうに思うんですけれどもね。やっぱり全体として物を考えていかないと、今後、部分部分でやっていったらいろいろやっぱり問題が出てくるんだけど、やっぱり全体の最適化ということを優先して考えるべきじゃないかなと思います。

以上です。

○赤崎議長 ありがとうございます。

お二人からご意見をいただきましたが、ほか。

○武 委員 水道事業につきましては、先ほど来供給安定といろいろ基本的な考え方が述べられて、理解はいたします。しかしながら、私の特別委員会においてもこの水道料金については、会長さんの方からも話がありましたように、端的に市の水道料は高いんだというふうなそういう理解といたしますか、そういう声が強いわけです。そういう意味からも、きちっとこうした基本的なとらえ方を、25日にも特別委員会が開かれる予定ですので、そうした場ではっきりと委員の皆さんにも理解を求めながら、また今後十分協議をしていく必要があるんじゃないかと、このように思っております。

ですから、再度この問題については、先ほどもお話がありますように専門部会で十分も

まれてこの議案が出されているわけですがけれども、私は持ち帰って再検討をする必要があるとこのように思っております。

以上です。

○追立委員 私も喜入町に持ち帰って検討させていただきたいと。大同小異というような形の中で、喜入町もその小異の中の問題点ですので、持ち帰って検討させていただきたいと、私はそう思っております。

○赤崎議長 ほかはどなたかございませんか。

○ふじた委員 お持ち帰りになりたいというご意見がある以上、お持ち帰りいただくというのがこの会の趣旨だろうというふうに思いますので、それはそれで会長でおまとめいただければいいと思います。

ただ、議論の中で出てこなかったことについて特別委員会で論議をされておりますのは、1つは、端的に申し上げますと、鹿児島市の簡易水道は、今、上水道に全部合併するように、統合するように全体的なそういう流れにございます。その背景は、今それぞれご説明がありましたように、老朽化など設備更新に対する経費負担などの問題がありますし、安全性の問題などもあるということから、そういう背景があるということについてはまたご理解いただきたいというふうに思いますし、鹿児島市としても今後引き継ぐとすれば、現在のそれぞれの町がお持ちの簡易水道の状況というのをやはりきちっと把握をする、そういうことが必要なんではないか。果たしてそのまま引き継ぐことができるのかどうかということも含めて、ひょっとすると合併時に経費を投じて整備も必要になってくる部分も出てくるんじゃないか、そういうところもあるんじゃないのかということまで議論をしておりますので、ぜひそういった議論も鹿児島市議会の特別委員会の中であることについてはご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○赤崎議長 それではお諮りをいたします。

共通の宮廻委員、そして郡山町長の池山委員の方からは、各面から考えて原案どおりいくべきではないかというご意見をいただきましたが、桜島町と喜入町から、持ち帰って再度検討したいというご意見でございますし、また鹿児島市のふじた委員も、それらを踏まえた対応をすべきじゃないかということでございますので、お諮りをいたしますが、この議案につきましては、次の協議会まで再度取り扱いを延長したいというふうに、保留したいというふうに考えますが、そういうことでよろしゅうございますか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、そういうことだと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱うことといたします。

第30号議案 都市計画の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 次は、第30号議案都市計画の取扱いについてを議題といたします。

資料は9ページでございます。

なお、この議案につきましても、前回の第5回合併協議会で提案をいたしてありまして、各委員において検討していただいておりますので、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

○多丸委員 特別委員会では原案賛成でございました。この件につきまして、都市計画区域の区域区分決定をするまでの手続き、それから手順、これらについて相当期間かかるということでしたが、この年数がどのくらいかかるものか。

それと、この議案につきましては住民から、合併後は住宅を建設時に農地転用や開発行為に対し厳しい規制が加わるのではないかという不安の声があちこちから聞こえてまいります。これらについて、現在、鹿児島市における調整区域等の規制の状況等を含めて説明をしていただきたいということと、それからもう1点、都市計画の区域の見直し作業が合併後に新市になってからなされるわけですが、住民の意見を十分に吸い上げていくような協議機関、地域審議会等も予定をされておりますけれども、これとは切り離れたそういう住民の声を届けるようなそういう協議会等の設置は考えておられないのか、以上についてお伺いをいたします。

○奥山建設専門部会委員 まず、第1点目の「当分の間」のその期間の問題でございますが、平成15年に県からの依頼で各町さん、鹿児島市、都市計画に関する基礎調査をしていただくことになっております。この基礎調査を踏まえまして、16年度基礎調査の結果の解析をいたしまして、17年度に新しい市の素案を作成してまいります。そうしますと、法的な手続き等を踏まえまして、一番早い時間で手続きが済みましましたときに平成19年度になろうかと思っております。

それから、最後にございました住民の意見のこともこれに関連いたしますが、この手続きの中で市民の皆さんへ、住民の皆さんへよく趣旨を説明し、あるいはご意見を聞く手続きを何回も踏んでまいります。そういうことで、住民の皆さんの意見は十分聞かせていただく場を設けさせていただいているところでございます。

それから、2点目にお尋ねがございました市街化調整区域の規制の状況でございますが、これは都市計画法34条の定めの中でございまして、基本的には調整区域には住宅は建たないということでございますが、ただ、それは基本的に建たないのでございまして、いろんな形、例えば農家の住宅あるいはそこにずっと住んでいらっしゃる方の住宅、そのまたお子さんとかの住宅、それからまた今、鹿児島市では、優良田園住宅とかの制度を設けまして、調整区域にも住んでいただく方策をいろいろ検討させていただいております。

それから、今、調整区域の関連でございますけれども、開発許可の関係等についてもございまして、これも合併時点では現在のとおりということで、都市計画の見直しに付随いたしまして、将来の形での新しい新市のまちづくりは検討させていただくことになると思います。

以上でございます。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

○多丸委員 3点目の地域審議会とは別に現在、今、説明もいただきましたけれども、住民には十分説明するというところでございましたが、1市5町の代表でそういう協議会を別に新しくつくって、そういう住民の声を吸い上げて執行部の方に物を申すというような、そういうことは検討はされていないですね。

○奥山建設専門部会委員 今、お質しのことについては、現在のところ特に考えておりませんけれども、基本的には、代表の方ということではなくて、住民の皆さんすべてということで説明をいたしまして、ご意見をちょうだいいたしている状況でございます。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

ほかは何かございませんか。

○追立委員 この30号議案も調査特別委員会ではかなり不安視をされまして、本町は将来的に市街化調整区域に線引きされ、地域振興ができなくなるのではないかと不安視している向きもあるところですか、それから都市計画の推進については住民合意の上、進めていただくよう要望いたしますということなんですけれども、合併するまではこういうような合併協議会というのがあるんですが、合併された後の問題点で、今、郡山町の方も言わ

れたように地域審議会以外にこういうものが話し合われる、そういうようなのができないのかと。私もそういうのについては、例えば現在、こういう協議会で話し合われている場の中でも準備委員会なりそういうのがあれば、住民の心配される、こういう懸念がされるときに問題提起ができるんじゃないだろうかというふうに思うんですね。

それで、一番問題なのは、やっぱり合併された後に「当分の間」とか「何年」とかいうような形の中で提案されてくるものについては、やはり地域住民が非常に不安視しているということなんですね。ですから、やはりその辺のところを考えて、先ほど申したように準備委員会なり、そういうようなやっぱりシステムが必要ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○奥山建設専門部会委員 今、確かに私ども鹿児島市だけが市街化調整区域、いわゆる線引きの制度を持っておりまして、それに直接関係されていない、現実問題として制度を持っていらっしやらないところの住民の方は、そういう不安もあろうかと思えます。

ただ、私たちがこれまで都市計画を築き上げ、そして都市計画を進める中では、やはり住民の皆さんの意見というものを大事にしております。これは、基本的にはあくまでも住んでいる人たちのまちづくりだということでございますので、何か大きな規制を加えて何か制約しようと、そういう観点に立っているものではございませんので、今、合併の時点での地方審議会もあるかもしれませんが、やはり私どもが、鹿児島市が今、既にスタートしておりますけれども、市民参画条例、そういうものの基本指針に沿って、住民の皆さんの意見を十分聞いて対応していくということになるかと思います。

これから県の方の同時の見直しの段階で、県が策定されます都市計画区域マスタープランというものをつくられますけれども、今、区域マスタープランが16年5月に現在の都市計画区域、いわゆる桜島町を除く5つの都市計画区域がございますけれども、16年5月にできますけれども、その都市計画区域マスタープランも見直すこととなります。その中で大きな見方として、新しい鹿児島市の都市計画を見直すことなるかと思えます。

以上です。

○赤崎議長 ちょっと僕の方から申し上げますが、事務方の方は、ここに書いてありますように「当分の間」という言葉を使っております。これは法律上、また日本の制度から考えて、これを使わないわけにいかないんです。違法な提案をするわけにはいきませんので、今の日本の都市計画法あるいは地域区分、市街化区域、調整区域という制度がありますとそういうこととなりますけれども、現実としては今の5町に都市計画区域の調整区域を設

置をするということはあるにないことだと、またできないことだと、私は思っておりますので、そういうことでこのことについては不安を抱いていただく必要はなからうと、私はそんなに思っております。

むしろ市街化区域があって、調整区域があって、その外に5町があるという非常にいびつなやり方を、鹿児島市の調整区域をどう活性化する方法を考えていくかと、そちらの方をやっぱり将来考えていかなきゃならない。

ただ、今、鹿児島市が考えておりますように、鹿児島市だけでこれを決めるわけにいかない。県がありあるいは国があり、そういうところとの協議の中で、絶対にそれがあり得ないかという、法律の制度上ありますので、「当分の間」という言葉を使わなければいけない面があると思いますけれども、現実としては、皆さんの5町に市街化調整区域を設定をするということが現実の行政としては私は大変難しい、またできることでもなからうと、そういうふうを考えております。

○追立委員 非常に前向きなお言葉をいただき、感謝いたします。

ただ1つ、私どもがやはりこれから鹿児島市というような形の中であるときに、今、16年5月、新市事業計画それから都市計画、こういうのが出てくるんだというような形の中で、少なくとも協議会がこうして開かれている間の中でも5町につながるパイプラインというんですかね、そういうのがこれから漸次見えてくると思うんですが、早急なそういう形を出されていただければ、なお地域住民は安心されるのではないかなと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

○赤崎議長 そのことも、先ほども水道料金が出ましたが、水道料金1つだけで議論してはおかしいですよと、木を見て森を失うがごとき見方ではいけない。あるいはこのことも都市計画だけでどうこうということではなくて、これはやはりこれから1市5町の連携をどうとっていくかということはもう極めて基本的なことでありますし、それは当然やっていかなければならない。

もう1つは、基本的には5町のこれまでの歴史、文化、あるいは行政の特質というものは生かしながらやっていかなければいけないと、お互いに基本的なところを踏まえておるわけですから、地域審議会みたいなものもつくって、今、追立さんがおっしゃったそれ以上のものをつくって、そういう中でやっぱり議論をし合っていく。都市計画は都市計画、何は何という1つ1つつくるといってもいいでしょうが、それは合併後において、あるいは合併前でも結構でしょうが、お互いの意思疎通をする、あるいはその地域のこれまで

の歴史・文化をどう守っていくかということについての議論をする場合は、当然これはやっぱりつくっていかねばいけないこととっております。

○赤崎議長 ほかは何かございませんか。

○柿迫委員 30号議案についてそれぞれ質疑、そしてまたそれに対する答弁がなされて、今、会長の方から、合併後の5町に区域区分、線引き制度が導入される可能性は低いんじゃないかと。ただ、それもはっきりは言えないんだということでしたので、その分については安心もして、また納得もするわけですが、逆に私どもがこの問題について一番神経質になっていたのは、鹿児島市の行政区域の7割ぐらいがこの線引き制度の方の調整区域だと、鹿児島市民のこの調整区域に住んでいる人たちが納得するんだろうかという懸念を逆に持っていたわけですね。

ですから、そういう意味で言えば、5町は今、会長の方からああいう答弁をいただきましたのでほっとしましたけれども、逆に鹿児島市議会の方が、これからこの7割の地域に住んでいらっしゃる住民の方から、線引き制度について相当要望等が出されていくんじゃないかなあと。そうした中に市議会の動きというのが、今後のこの問題については大きくやっぱり影響してくるんじゃないかなあと思えるわけです。

そういうことから、特別委員会等で鹿児島市議会がこの問題について討議されておれば、その経過等について説明いただければとそのように思います。

○赤崎議長 だれかされますか。

○鶴園委員 市議会の方の都市計画についての取扱いについては、この議案が出される以前にも昨年度、議論がなされて、今、専門部会の方から答弁がありましたように、都市計画マスタープランを今、県が策定している状況で、これが16年5月17日までにつくるということ、それは今、鹿児島市あるいは5町、それぞれの現状の状況の中のマスタープランですから、それが合併によってまた今後、そのことで区域マスタープランをつくりかえる作業が出てくるというのは先ほど答弁があったとおりです。

そういう流れがある中で、現状でまだ県が示されていない状況の中で、5町との合併期日まで間に合わない別建てでいく事業の部分を合併の特別委員会の中でどこまでやれるかというのは、やはり合併とは切り離してこれは流れ的に進んでいる事業ですので、その中で協議していくべきではないかということでもありますので、今現在、今ご指摘がありましたように調整区域が面積的には7割というのが現状ではあります。そういうところから出てくる議論をどうするかというのは、特別委員会の中では、先ほど申し上げたような理由

で議論の対象にはなっておりません。

以上です。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

ほかにないでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、お諮りをいたしますが、第30号議案「都市計画の取扱いについて」は、原案どおり決定したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、第30号議案「都市計画の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

第31号議案 建設関係事業の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 次は、第31号議案「建設関係事業の取扱いについて」を議題といたします。
資料は11ページでございます。

この議案につきましても、議案関係資料の修正についての報告があるそうでございますので、最初にそのことについて事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 たびたび申しわけございません。

「31号議案関係資料」の(21)-5ページでございます。項目6の小宅地対策事業の中の課題のところでございます。この2行目でございますが、「鹿児島市と郡山町」というふうにいたしておりますが、従前は「鹿児島市と郡山市」というふうに書いておりました。大変申しわけございません。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま議案関係資料の修正についてのご説明を申し上げました。

さて、この議案につきましても、前回の第5回合併協議会で提案をいたしておりまして、各委員においてご検討をいただいておりますので、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

何かございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

○長田委員 31号議案につきまして、鹿児島市議会といたしまして、特別委員会の中であった意見でございます。

原案どおり賛成したいという意見もございましたが、その中で調整方針案の8項目なん

ですが、市営及び町営住宅入居手続の項目におきまして、入居に必要な連帯保証人が、現状では鹿児島市及び松元町、郡山町が2名でございますよね。これに対して、吉田町、桜島町、喜入町は1名となっているということが明らかになったわけであります。

5町の制度の中で、鹿児島市民にとって制度改善になると思われるものは積極的に対応する必要があるのではないかと、そういう見地から、本市制度に統合することにより連帯保証人を2人とする事、そういう観点での議案に対しては反対であるという意見等も出されておりますので、申し上げさせていただきたいと思っております。

以上です。

○赤崎議長 どうもありがとうございました。

ほかはございませんか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それではお諮りをいたしますが、今、鹿児島市の長田委員の方から具体的な事項についての発言がございましたが、第31号議案「建設関係事業の取扱いについて」という議案については、原案どおり決定したいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、第31号議案「建設関係議案の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

第32号議案 消防関係事業の取扱いについて（継続協議）

○赤崎議長 次に、第32号議案「消防関係事業の取扱いについて」を議題といたします。

資料は12ページでございます。

なお、この議案につきましても、前回の第5回合併協議会で提案をいたしてありまして、各委員においてご検討をいただいていると思っておりますので、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

○多丸委員 32号議案につきましても、特別委員会では異論はございませんでした。

この件につきましても、まず、郡山町、松元町に分遣所が整備されるということで非常にありがたいということでございます。分遣所が整備されるまでの間、いつ整備を計画をされているのか、まず1点目。

2点目が、整備をされるまでの間に消防の方については分団がそのまま残るということで、初期消火については何ら問題はございませんけれども、救急の体制について、新聞等でも到着時間等が報道されておりましたけれども、郡山町の場合、東側の方は早くなると、西側の方がちょっと遅くなるというようなことですので、救急体制について分遣所が整備されるまでの間に、役場等の車庫等もございますので、そこらを活用して早急に整備をしていただけないものかお伺いいたします。

○隈元消防専門部会長 2点お質しになりましたが、いつ郡山町に消防分遣所が設置されるのかということですが、現在、専門部会で討議されている結果によりますと、平成17年度当初に適地を探しまして、そして基本設計並びに建築設計同時にやりまして、最も早い時期にということをごさいます、17年度末には建物をつくりまして、18年当初においてスタートさせたいというようなことをごさいます。

2点目の、18年4月まで、できるまでの間の消防救急体制のことをごさいます、今、お質しになりました消防車・救急車が現場に到着するまでの時間をレスポンスタイムと言っております。現在は、日置地区消防組合に郡山町並びに松元町は加入されておられます。日置地区消防組合の伊集院町にあります本署から郡山町に到着する時間、松元町に到着する時間等を私どもはいろいろと積算をいたしまして、実地また測量いたしましたその時間と、郡山町になりましたならば、新鹿児島市で新しい1市5町を含めた消防体制を構築することになります、先ほど言いましたように18年4月までの1年5カ月間ですが、その場合には、拠点でいきますと、最も近いのが伊敷分遣隊の救急隊でございます。その方から行くことになりますが、現在加入していらっしゃる日置地区からの、伊集院の消防署から救急車が到着する地域と鹿児島市から到着する地域が逆転するような現象になるのが現在の試算でございます。郡山町役場付近にありましては、伊集院町の方から来る場合よりも、むしろ伊敷の方から到着する場合は早い地域もあるわけでごさいます。

消防体制というのは、最も市民、住民に密着し、安心・安全というようなことを使命といたしておりますので、私たちは、現在、今までは拠点地域で消防、救急というのをやっておりましたけれども、一昨年4月からこの2階の通信指令室に各消防車、救急車に衛星のナビゲーションを使ったシステムを構築しまして、分遣隊から出るんじゃなくて、それぞれ動いている車に指令を出して、最も近い場所にいる救急車、消防車を出すようにしております。したがって、松元町とかあるいは小山田町とか、そういったところで救急車が動いていますと、その地点から救急車が出動することになります。平均的には、

多丸委員お質しのように、地域によっては1年5カ月間、遠くなったり近くなったりするような状況が生じることは確かでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

○今別府委員 喜入町の消防署は、分遣隊となることが位置づけられているところでございますけれども、合併後、どのような人員体制になるのか懸念されているところでございます。それで、合併調印までに地域の特性等を勘案していただきまして、資機材あるいは人員体制等を示していただくように、要望でございますけれども一応お願いしておきたいと思えます。

○赤崎議長 わかりました。ありがとうございました。

○柿迫委員 32号議案の消防関係事業の取扱いについては、本町議会の特別委員会でも何ら異議はなく、原案のとおりでいいんじゃないかというような判断でありました。

その中で1つ、先ほど郡山町の多丸委員からありました質疑の中で答弁があったんですが、新しい分遣所の適地、これは範囲をどのくらいで見られるのか。松元町または郡山町の行政区域だけで見ると、それとも、例えば松元でありましたら隣の山田町、五ヶ別府町、こういうところを含めた形での適地選定になるのか。この点についてちょっとお伺いいたします。

○隈元消防専門部会長 基本的には、まだ専門部会でもそこまで議論がなされていないところですが、専門部会長としてある程度の感触を持ってお話しします。基本的なことからですと、新鹿児島市となったときには、それぞれの町と鹿児島市とがやはり区域があってはならないと、同じ市民となりましたならば、同じような鹿児島市全域、消防・救急サービスというのを低下させないような基本的なスタンスで分遣隊、署所の消防車両が到着するような場所をつくっていききたいと。

そしてまた現在受けていらっしゃる消防サービスというのを低下させてはならないというふうなことでございまして、人口、それからその地域の集まっている状況、道路状況、それから分遣隊同士の距離の間隔といったようなところから、消防拠点というのはあらゆる面から検討して定めていくということになります。新鹿児島市になった場合に松元町の区域だけで拠点を設けるといことはどうかなあと、新鹿児島市となったときには総合的な、21分遣隊になるようでございますので、そういった面から場所を設けていきたいというふうな考えておるところでございます。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

○柿迫委員 はい。

○赤崎議長 ほかは。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りをいたしますが、第32号議案の「消防関係事業の取扱いについて」は、原案どおり決定したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

第32号議案「消防関係事業の取扱いについて」は、原案どおり決定いたします。

第33号議案 一部事務組合等の取扱い（し尿処理業務を除く）について

（継続協議）

○赤崎議長 次に、第33号議案「一部事務組合等の取扱いについて」を議題といたします。

資料の13ページをお開きをいただきたいと存じます。

なお、この議案につきましても、前回の第5回合併協議会で提案をいたしており、各委員においてご検討をいただいていると思いますので、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

よろしゅうございますですか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りをいたしたいと存じますが、第33号議案一部事務組合等の取扱いについては、原案どおり決定したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、第33号議案一部事務組合等の取扱いについては、原案どおり決定いたします。

第34号議案 地域福祉事業の取扱いについて

○赤崎議長 さて、ここから、今回新たに提案をする議題でございます。

まず、第34号議案「地域福祉事業の取扱いについて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 15ページでございます。

第34号議案「地域福祉事業の取扱いについて」でございます。

地域福祉事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

第1項 地域福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

第2項 地域福祉センター管理運営事業については、現行どおりにしようとするものでございます。

「議案関係資料」、横長の地域福祉関係でございます。これの表紙をあけていただきますと、総括表が出てまいります。

地域福祉事業の協議項目といたしましては、1番目の地域福祉センター管理運営事業から10番目の戦没者追悼式まで10項目がございまして、1番目のものにつきましては現行どおりとし、2番目以降につきましては一元化をしようとするものでございます。

あけていただきまして、それぞれの項目についてのご説明に入りますが、時間の関係もございまして、主な項目についてご説明を申し上げます。

(24)-2、3ページでございます。項目1の地域福祉センター管理運営事業につきましては、吉田町のみ行っている事業でございますが、合併時に現行どおり鹿児島市に引き継ごうとするものでございます。

ちょっと飛びますが、(24)-6、7ページをごらんいただきたいと思います。項目5の社会福祉協議会補助事業でございます。これは、社会福祉協議会の活動への助成でございますが、合併時に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

一番右側の「調整方針」の括弧のところをごらんいただきますと、社会福祉協議会におきましては、社会福祉法によりまして、1つの行政区を単位として1つの社会福祉協議会を設置をすることが適当であると、そういうふうに規定をされております。

したがって、現在、1市5町の社会福祉協議会の合併に向けた協議を行うため、平成15年4月30日に鹿児島地区社会福祉協議会合併協議会が設置をされまして、合併に向けての協議が進められているところでございます。合併後の具体的な事業、組織等の調

整につきましては、社会福祉協議会の合併協議会の協議を踏まえることとなります。

またちょっと飛びますが、(24)-10、11ページをごらんいただきたいと思えます。8番目の地域振興基金でございますが、基金の用途事業が異なっておりますけれども、合併時に鹿児島市の制度に統合をしようとするものでございます。

なお、合併時における各町の基金につきましては、鹿児島市の既存の基金に積み立てることにしようとするものでございます。

また、恐れ入ります、飛びますが、(24)-14、15ページをごらんいただきたいと思えます。項目10の戦没者追悼式でございますが、これは、鹿児島市の戦没者追悼式は現行どおりに実施するものとし、吉田町、桜島町、松元町及び郡山町で実施をされている事業は、地域性を考慮して実施をしていこうとするものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいまご説明申し上げましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければ、第34号議案「地域福祉事業の取扱いについて」は、次回の協議会まで各委員でそれぞれご検討いただき、次回で決定いたしたいと思えますが、そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

第35号議案 介護保険事業の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第35号議案「介護保険事業の取扱いについて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 資料の16ページでございます。

第35号議案「介護保険事業の取扱いについて」。

介護保険事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

介護保険事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、第1号被保険者の保険料率等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島

市の制度に統合しようとするものでございます。

また、恐れ入ります、横長の介護保険事業の「議案関係資料」をごらんをいただきたいと思っております。

表紙をあけていただきまして、総括表のところでございますが、介護保険事業の協議項目といたしましては、1番目の財政安定化基金借入金から11番目の介護保険事業計画策定事業まで11項目ございまして、1番目の財政安定化基金借入金につきましては現行どおりとし、その他につきましては一元化をしようとするものでございます。

この事業につきましても、主なものについてご説明を申し上げます。

ちょっと飛びますが、(25)-6、7ページをごらんいただきたいと思っております。項目9、第1号被保険者の保険料でございますが、これにつきましては、一番右側をごらんいただきますが、平成15年度から17年度の保険料年額であるわけですが、17年度に鹿児島市の保険料率に統合しようとするものでございます。

また、その下の普通徴収に係る納期につきましても、17年度に統合しようとするものでございます。

また、一番下は事業計画でございますが、これは、16年度は現行計画を引き継ぎ、17年度に統合しようとするものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 事務局から第35議案の「介護保険事業の取扱いについて」ご説明を申し上げましたが、何かご意見等、ご質問等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければ、第35号議案「介護保険事業の取扱いについて」は、次回の協議会まで各委員でそれぞれご検討いただき、次回で決定いたしたいと思っておりますが、そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

第36号議案 児童福祉事業の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第36号議案「児童福祉事業の取扱いについて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 17ページをお開きをいただきます。

第36号議案「児童福祉事業の取扱いについて」。

児童福祉事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めるものでございます。

第1項 児童福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

第2項 放課後児童健全育成事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

第3項 誕生祝金支給事業については、合併時に廃止するものとする。ただし、合併が行われた日の前日までに子を出産した者については現行どおりとする。

第4項 すこやか子育て支援金支給事業については、合併時に廃止するものとする。ただし、合併が行われた日の前日までに子を出産した者については現行どおりとする。

第5項 入学祝品支給事業については、合併時に廃止するものとする。ただし、合併が行われた日の属する年度の翌年度に子が小学校に入学する者については現行どおりとする。

第6項 保育園児通園バス補助事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に廃止するものとするという議案でございます。

また、横長の児童福祉事業関係資料をごらんをいただきたいと思います。

総括表のところでございますが、児童福祉事業の協議項目といたしましては、1番目の子育て短期支援事業から17番目のすこやか子育て支援金支給事業まで17の項目がございまして、1番目から13番目までは一元化をし、14番目から最後の17番目まで廃止をしようと、そして15番目から17番目までは経過措置をもって廃止をしようとするものでございます。

これにつきましても、主なものをご説明を申し上げたいと思いますが、(26)-8、9ページをごらんをいただきたいと思います。項目3の公立保育所運営事業につきましても、吉田町及び郡山町の保育所につきましても、合併時に鹿児島市の市立保育所として引き継ぐことを基本とし、管理運営については、現行の住民サービスの水準を低下させないことを基本に合併時まで調整をしようとするものでございます。

次のページの(26)-10、11ページをごらんいただきます。項目4の児童センタ

一運営事業につきましては、郡山町の児童館は、合併時に鹿児島市の児童センターとして引き継ぐものとし、管理運営については、鹿児島市の制度に統合することを基本に17年度までに調整をしようとするものでございます。

ちょっと飛びますが、12、13ページでございます。項目5の保育料でございます。これにつきましては、17年度に鹿児島市の制度に統合をしようとするものでございます。

なお、現在通園している5町の各世帯におきましては、本市の保育料に統合をした場合、低くなる世帯が多いようでございます。

次の14ページ、15ページでございます。項目6の放課後児童健全育成事業につきましては、17年度に鹿児島市の制度に統合をしようとするものでございます。

なお、鹿児島市の放課後児童健全育成事業につきましては、児童クラブ運営委員会に委託をする方法で行っておりますが、一方、5町の中には、社会福祉法人等への委託や補助を行って運営する方法をとっております。したがって、これらの運営方法も可能となるよう鹿児島市の要綱等を見直しを行うものでございます。

ちょっと飛びますが、(26)-24、25ページから次の26、27ページにわたりますが、私立保育所の補助事業でございます。これにつきましては、鹿児島市及び喜入町のみが行っておりまして、その補助内容も異なっております。これを17年度に鹿児島市の制度を5町にも適用をしようとするものでございます。

ちょっと飛びますが、(26)-32、33ページ、項目14の保育園児通園バス補助につきましては、17年度に廃止をしようとするものでございます。

次の項目15の誕生祝金支給事業につきましても、合併時に廃止をしようとするものでございます。ただし、合併の日の前日までに子を出産した者については現行どおりにしようとするものでございます。

その下の項目16の入学祝品支給事業につきましては、合併時に廃止をしようとするものでございます。ただし、17年度に小学校に入学をする者については現行どおりにしようとするものでございます。

最後に、あけていただきまして、34、35ページでございます。項目17のすこやか子育て支援金支給事業につきましては、合併時に廃止をしようとするものでございます。ただし、合併の日の前日までに子を出産した者については現行どおりにしようとするものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 ただいま第36号議案の「児童福祉事業の取扱いについて」説明を申し上げましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければ、第36号議案「児童福祉事業の取扱いについて」は、次回の協議会まで各委員でそれぞれご検討いただき、次回で決定したいと思います。そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

第37号議案 高齢者福祉事業の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第37号議案「高齢者福祉事業の取扱いについて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 18ページをごらんいただきます。

第37号議案「高齢者福祉事業の取扱いについて」。

高齢者福祉事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

第1項 高齢者福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

第2項 生きがい対応型デイサービス事業及びひとり暮らし高齢者等家事援助サービス事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、利用できる者は合併が行われた日の属する年度の末日までにサービスを受けていた者とする。

第3項 高齢者に対する配食サービス事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

第4項 優待入浴券交付事業等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に廃止するものとする。

第5項 敬老特別乗車証交付事業、いわゆる敬老パスでございますが、これとすこやか入浴事業については、現行制度の見直しを行い、次回以降の協議会に諮るものとしようとするものでございます。

また、横長の高齢者福祉関係の議案関係資料をごらんをいただきたいと思います。

あけていただきますと、総括表のところでございますが、高齢者福祉事業は大変多うございまして、1番目の高齢者福祉バス運行事業から、右側の一番下、乳酸飲料配達事業まで34の項目がございます。これらの調整の仕方でございますが、1番目から7番目までは現行どおりとし、8番目から、ずっと右側の方の下から5番目ですが、心をつなぐ訪問給食事業まで一元化をしようとするものでございます。また、31番目以降4項目については廃止をしようとするものでございます。

あけていただきまして、(27)-2、3ページ、最初のページでございますが、項目1の高齢者福祉バス運行事業につきましては、当分の間、現行どおりとし、喜入町の老人福祉バスの定時運行については、合併後早い時期に調整をしようとするものでございます。

ちょっと飛びますが、(27)-6、7ページ、項目7養護老人ホーム喜入園管理運営事業につきましては、合併時に現行どおり引き継ぐものとし、管理運営については、現行の住民サービスを低下させないことを基本に合併時まで調整をしようとするものでございます。

次の(27)-8、9ページでございます。項目9の高齢者祝賀事業につきましては、17年度から喜入町及び松元町で現在実施している事業については、地域性を考慮して実施をしようとするものでございます。

次のページになります。10、11ページ、項目11の老人福祉施設整備費補助金につきましては、合併時に鹿児島市の制度を適用し、単独補助は、鹿児島市の制度を5町にも適用しようとするものでございます。

次のその下の項目12の長寿者祝金支給事業及び「敬老の日」祝事業につきましては、祝金支給の対象者と金額が異なりますが、17年度に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

あけていただきまして、(27)-12、13ページの下項目14の愛のふれあい会食事業は、17年度から鹿児島市の制度を適用し、5町においても実施をしようとするものでございます。

若干飛びますが、(27)-26、27ページをごらんいただきます。項目27の老人

医療レセプト点検等事業及びその下の項目 28 の生きがい対応型デイサービス事業につきましては、17 年度に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

なお、生きがい対応型デイサービス事業の対象者は、16 年度末までサービスを受けていた者にしようとするものでございます。

次の 28、29 ページをごらんいただきます。下の方の項目 30 の心をつなぐ訪問給食事業につきましては、17 年度に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

なお、鹿児島市の心をつなぐ訪問給食事業につきましては、現在、配食回数が 1 日 1 食でございますが、これを合併時まで 1 日 2 食までとすることなど、実施方法につきまして所要の見直しを行おうとするものでございます。

次の 30、31 ページでございます。項目 31 の優待入浴券交付事業、その下の生活支援移送サービス事業及び項目 33 の老人はり・きゅう等施術費助成事業につきましては、17 年度に廃止をしようとするものでございます。

最後に、次のページでございますが、32、33 ページ、項目 34 の乳酸飲料配達事業につきましては、17 年度に廃止をしようとするものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 第 37 号議案の高齢者福祉事業の取扱いについてのご説明を申し上げましたが、何かご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、お諮りをいたします。

特になければ、第 37 号議案「高齢者福祉事業の取扱いについて」は、次回の協議会までに各委員でそれぞれご検討いただき、次回で決定したいと思います。そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

第 38 号議案 障害者福祉事業の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第 38 号議案「障害者福祉事業の取扱いについて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 19ページでございます。

第38号議案「障害者福祉事業の取扱いについて」。

障害者福祉事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

第1項 障害者福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

第2項 障害者に対する配食サービス事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

第3項 身体障害者介護手当支給事業等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に廃止するものとする。

第4項 友愛特別乗車証（友愛パス）交付事業については、現行制度の見直しを行い、次回以降の協議会に諮るものとするものでございます。

また、横長の議案関係資料をごらんいただきます。

総括表のところでございますが、障害者福祉事業は、1番目の自動車改造費助成事業から、右側一番下でございますが、27番の町内巡回バス特別乗車割引券交付事業まで27の協議項目がございまして、調整の仕方につきましては、1番目から右側の上から3番目、23番のゆうあい訪問給食事業まで一元化をし、24番目から4項目については廃止をしようとするものでございます。

この事業につきましても、主なものについてご説明を申し上げます。

（28）- 6、7ページをごらんいただきたいと思います。一番下になりますが、項目12、精神障害者に対する友愛タクシー券交付事業と、次のページになりますけれども、項目13、項目14の身体障害者及び知的障害者へのタクシー券交付事業につきましては、鹿児島市のみ行っている事業でございますが、17年度から5町に対しても適用をしようとするものでございます。

ちょっと飛びますが、12、13ページ、下から2つ目でございます。項目23のゆうあい訪問給食事業につきましては、高齢者に対する訪問給食サービスと同様に合併時までに配食回数を1日2食までとすることなど、実施方法につきまして所要の見直しを行い、鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

その下の項目 24 の身体障害者介護手当支給事業につきましては、17 年度に廃止をしようとするものでございます。

あけていただきまして、14、15 ページですが、一番上、項目 25 の心身障害児小規模通園事業負担金及びその下の項目 26 の「子どもの家療育クラブ」運営補助金については、17 年度に廃止をしようとするものでございます。

最後に、一番下の項目 27 の町内巡回バス特別乗車割引券交付事業については、鹿児島市の友愛特別乗車証交付事業の見直しを行ってまいりますが、見直し後の事業が実施されるまでは現行どおりにしようとするものでございます。ただし、身体障害者手帳の 4 級所持者で 65 歳未満の者及び 5 級、6 級所持者は、手帳提示によって半額で利用できるよう調整を行おうとするものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 第 38 号議案「障害者福祉事業の取扱いについて」、事務局の方からご説明を申し上げましたが、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければ、第 38 号議案「障害者福祉事業の取扱いについて」は、次回の協議会までに各委員でそれぞれご検討いただき、次回で決定したいと思います。そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

第 39 号議案 生活保護事業等の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第 39 号議案「生活保護事業等の取扱いについて」を議題といたします。

事務局の方から、議案についてご説明申し上げます。

○成清事務局長 20 ページをお願いいたします。

第 39 号議案「生活保護事業等の取扱いについて」。

生活保護事業等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

「生活保護事業等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、社会福祉施設整備資金に係る利子補給事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。」でございます。

「議案関係資料」の方でございますが、この協議項目は1項目だけでございまして、一元化をしようとするものでございます。

あけていただきまして、2ページ、3ページになりますが、項目1の社会福祉施設整備資金に係る利子補給事業につきましては、先ほど議案で申し上げたとおりでございます。

なお、協議項目ではございませんが、参考までに、生活保護法に基づく扶助の実態等につきまして、その下の方に1市5町の状況を掲載をいたしております。

以上でございます。

○赤崎議長 第39号議案「生活保護事業等の取扱いについて」、事務局の方からご説明を申し上げましたが、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、お諮りをいたします。

第39号議案「生活保護事業の取扱いについて」は、次回の協議会まで各委員でそれぞれご検討いただき、次回で決定したいと思っておりますが、そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

第40号議案 健康づくり事業の取扱いについて

○赤崎議長 次に、第40号議案「健康づくり事業の取扱いについて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 21ページをお開き願います。

第40号議案「健康づくり事業の取扱いについて」。

健康づくり事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

健康づくり事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

また、議案関係資料でございますが、この協議項目、総括表のところでございますが、2項目でございます。市民健康まつりと高齢者のしおり作成事業でございますが、いずれも一元化をしようとするものでございます。

あけていただきまして、市民健康まつりにつきましては、「調整方針」のところでございますが、現行どおり実施をしようとするものでございます。

なお、吉田町、桜島町、松元町及び郡山町で実施をしている事業については、地域性を考慮して実施をしようとするものでございます。

高齢者のしおり作成事業につきましては、17年度に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

以上でございます。

○赤崎議長 事務局の方から、第40号議案「健康づくり事業の取扱いについて」ご説明を申し上げましたが、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りをいたします。

第40号議案「健康づくり事業の取扱いについて」は、次回の協議会までに各委員でそれぞれご検討いただき、次回で決定したいと思っておりますが、そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

第41号議案 保健衛生事業の取扱いについて

○赤崎議長 次に、最後の議案になりましたが、第41号議案「保健衛生事業の取扱いについて」を議題といたします。

議案について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 22ページをお開き願います。

第41号議案「保健衛生事業の取扱いについて」。

保健衛生事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めようとするもの

でございます。

保健衛生事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

また、議案関係資料の方、保健衛生をごらんをいただきますが、まず、総括表のところをごらんいただきますと、この事業も協議項目が多くございます。

1番目の職員衛生協会に対する補助事業から、右側一番下になりますが、保健センターまで37の項目がございます、すべて一元化をしようとするものでございます。これにつきましても、大変多くございますので、主なものについてご説明を申し上げます。

まず、(31)-4、5ページをごらんをいただきます。項目5の生活習慣病検診事業でございますが、基本健康診査、それから次のページになりますが、6、7ページの胃がん検診及び肺がん検診、次のページ、8、9ページになりますが、大腸がん検診及び子宮がん検診、次の10、11ページになりますが、乳がん検診、12、13ページになりますが、前立腺がん検診のすべてにつきまして、17年度に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

ちょっと飛びますが、26、27ページをごらんをいただきます。項目15でございます。幼児むし歯予防事業でございますが、郡山町のみ実施をしている5歳児歯科健康診査については廃止するものとし、ほかの幼児虫歯予防に関するものは、17年度に鹿児島市の制度に統合しようとするものでございます。

ずっと飛びまして、最後になりますが、44、45ページをお願いいたします。項目37の保健センターでございますが、5町の保健センターにつきましては、合併時に鹿児島市の保健センターとして引き継ぎ、保健センターの業務を行ってまいります。

なお、保健衛生事業の協議項目の専門部会等での協議に当たりましては、各事業の実施については、5町の現状を踏まえて対応していくということで協議を進めております。

以上でございます。

○赤崎議長 第41号議案「保健衛生事業の取扱いについて」、事務局の方からご説明申し上げましたが、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特になければお諮りをいたします。

第41号議案「保健衛生事業の取扱いについて」は、次回の協議会まで各委員でそれぞれ

れご検討をいただき、次回で決定したいと思いますが、そのような取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

以上で、議事についての審議はすべて終わりました。

その他

協議会委員の先発例視察研修報告

○赤崎議長 次に、会議次第の4、その他に入ります。

まず最初に、7月9日から10日までの2日間で実施をいたしました協議会委員の先発例視察研修報告について、この視察団の団長を務めていただいた吉田町の米満町議会議長の方からご報告をいただきたいと思います。

米満さん、どうぞひとつよろしくお願いします。

○米満委員 ただいまご紹介をいただきました吉田町の米満でございます。

先般、先発例視察研修の際、団長といたしまして参加させていただきましたので、私の方から概略を報告させていただきたいと思います。

なお、詳細につきましては、お手元の資料で「視察研修報告」としてまとめておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

それでは、報告をさせていただきます。

先般、7月9日から10日にかけて、協議会委員17名、事務局職員3名、合わせて20名で、平成14年11月1日に茎崎町を編入合併された茨城県つくば市を訪問し、2日間にわたりまして研修をさせていただきました。

皆様ご案内のとおり、つくば地域は、筑波研究学園都市として国内外の注目を集めているところでございますが、昭和62年6月に、県知事より研究学園都市内の6町村に対して、年内合併が提案された経緯がございます。これを受けまして、昭和62年11月30日に大穂町・豊里町・谷田部町・桜村の4町村が合併して、つくば市が誕生、昭和63年1月31日には筑波町を編入、それから平成14年、昨年11月1日には茎崎町を編入して、現在では人口約19万5,000人、面積にいたしまして約284平方キロメートルの落ち着いた田園風景と研究学園の広がるまちとなっております。

つくば市においては、旧町村の庁舎を「分庁舎」として位置づけ、それぞれが行政機能を分担する方式をとっております。

初日に訪問しました茎崎庁舎は、つくば市との合併から8カ月が経過しておりますが、ことしの4月に組織を再編し、本庁機能としての窓口センター及び支所機能としての庶務課・民生課・建設課の3課12係、職員数27人の体制で業務を行っており、支所の業務の状況も視察させていただいたところでございます。

茎崎庁舎では、合併に至った要因、住民に対する情報の提供及び周知、合併後の支所の機能について、また、2日目に訪問しました谷田部庁舎は、総務部・企画部などの本庁機能を有しておりますが、ここでは、法定合併協議会の設置に至った経緯、協議会における審議状況、市町村建設計画の概要、合併後の住民意見の集約と反映についてをテーマとして研修をさせていただきました。

2日間にわたりまして、先発例を直接研修する機会を与えていただき、研修を通じまして、合併をより現実的かつ具体的に理解することができましたことは、今後の新市の実現に向けた取り組みを進めるための参考になったところでございます。

研修での主な質問等につきましては、資料の25ページから28ページに掲載してございますので、ごらんいただきたいと思います。

今後も、合併協議会では、住民の方々に直接かかわりのある、最も関心の高い議案が提案されることとなっておりますが、私どもは、平成16年11月1日の合併期日を目標として、議論を重ね、すべての住民の方々にとって「合併してよかった」と言ってもらえるように、協議会委員といたしましてその責務を果たしていきたいと考えておるところでございます。

以上、概略を報告させていただきまして、先発例視察研修の報告にかえさせていただきますと思います。

終わります。

○赤崎議長 どうも米満委員、ありがとうございました。

ただいまのご報告について、何かご質問等ございませんか。

[「なし」という者あり]

○赤崎議長 それでは、特にないようでございますし、先ほどお話ございましたように、研修視察報告という別冊にまとめてございますので、また、機会のときにごらんをいただいたらと思います。

以上で、研修報告につきましてはご了承をお願いを申し上げておきます。

次に、次回の協議会の開催について、事務局の方からご説明を申し上げます。

○成清事務局長 特に資料はございませんが、第7回の鹿児島地区合併協議会の開催につきましては、8月29日金曜日午後2時30分から午後5時までを予定をいたしております。

また、場所につきましては、かごしま市民福祉プラザの5階大会議室、当場所でございます。ここで開催をする予定でございますのでよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○赤崎議長 以上、申し上げました日程で第7回の合併協議会を開催をするということによろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、次回は、8月29日金曜日の午後2時30分から午後5時まで、会場はかごしま市民福祉プラザ5階大会議室で開催をいたします。

以上で、本日予定をいたしておりました案件についての審議はすべて終わりました。

ここでもう1つ、事務局の方から連絡があるそうでございますから、お聞きをいただきたいと存じます。

○黒木事務局次長 毎回同様のお願いをいたしておりますが、本日お配りいたしました資料のうち、A4横長の資料でございます議案関係資料につきましては、まことに申しわけございませんが、次回の協議会にはそれぞれご持参くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○赤崎議長 それでは、皆様方特になければ はい、どうぞ。

○柿迫委員 時間が過ぎたところで大変申しわけありませんけれども、ここで確認させていただきたいのがあります。

第4回の法定協で決定していただきました議案第14号、議会議員定数について、5月16日に第4回があったわけですが、現在、7月22日ですけれども、この件について、専門部会からまた事務局から何も5町の方に連絡がないということは、どういうふうになっているのか説明をまず求めたいと思います。

○赤崎議長 専門部会、事務局、何かわかっていますか。

きょうは専門部会は見えていないんでしょう、特に議題がないから。

事務局、何かわかっていますか。

○成清事務局長 それでは、私の方から概略申し上げます。

ただいまおただしのとおり、議員の定数・身分等に関する議案につきましては、前々回の協議会で決定をいただきました。その決定内容につきましては、その方針案を1市5町の議会において作成をするというような議案になっております。これを受けまして、鹿児島市議会等の中で論議されているというところであろうかと思えます。

詳細につきましては、ちょっと事務局また私も承知をいたしておりませんので、私の方から申し上げられる範囲は今、申し上げたとおりでございます。

○柿迫委員 この件につきまして、私の方から第4回のときに質疑をさせていただきました。1市5町の議会で取扱い案を策定するということは賛成いたしますと。ただ、これの世話係はどこがされるんでしょうかということでお尋ねをしたところ、専門部会で世話することになりますという答弁でありましたので、連絡があるものというふうに待っておりました。

ところが、先ほど申し上げましたようにその間、各議会にもまた議会事務局の方にも確認したら、言ってきていないと。私の方で6月18日と7月1日、2日、議会事務局とそれから協議会の事務局の方へこの問題どうなっているんだろうかということで尋ねたわけです。

私ども5町の方の議会の全部とは申しませんが、大部分は、1市5町の議会で決めるということだから、まず、1市5町の代表者を一回集めていただいて、この議案の策定をそれぞれ話し合われるもんだろうと、進め方をですね、そのように理解しておったところが、先ほど申し上げたように全然ないと。2回確認したところ、議会事務局の専門部会としては、今、鹿児島市の議会での問題については取扱い案を策定中でありますので、これが終わらない限り、5町の方には連絡はできませんという答弁がなされたわけです。

私たち5町としては、鹿児島市がつくった、市議会がつくった取扱い案を議論することが本当に正しいのか。やはり立場が、編入される側と編入する側ですから、それぞれの立場によったものを持ち寄って、どれがいいのかという協議が当然なされるべきじゃないかなあと、そのように考えております。ところが、先ほど言ったように、まだない。

同じように第15号議案で農業委員会の委員については、やはりそれぞれの1市5町の農業委員会でこれを決めるというふうになっておりまして、こちらの方はどうなっている

んだらうかということを確認したら、私たちが想定していたとおりの、まず、事務局が1市5町の農業委員会の代表者に声をかけていただいて、そしてその取扱い案の策定方法を諮られて、そしてその中で議長とかいう役を決めていただいて、これまで何回か意見交換をしているというような進め方であります。

なぜ、同じような議会議員定数の取扱いができないのか、きょうは担当者がいらっしやらないということですので、大変そういうことについては不満を今、持っているわけですが、その回答の中で1つ言われたのが、「まだ時間がありますから」というような言葉も1つ挟まれました。私たちにとってはとてもじゃないけど時間は足りない。来年早々の合併協議を含めた中で、合併後の意見を議会として出せる、そういう方向から考えたときには十分審議しないといけない問題なのに、何でこれができないのかというようなことで強い憤りを感じたわけですが、この件等について、私1人がそういう憤りを持っているのか、先ほど申しあげましたように私も5町のほかの委員の方に諮ったことはありませんから一概には言えないと思いますけれども、希望としては、ぜひ農業委員会と同じようにまず1市5町の代表を集めていただいて、その進め方を確認して、それぞれがばらばらにするのか、鹿児島市がつくるたたき台を議論していくのか、そこをまず確認していただきたいとそのように思います。

以上です。

○赤崎議長 何かありますか。

○長田委員 今ご意見があったところですが、鹿児島市議会としては、明日、議会運営委員会を開く予定でございまして、議会の議員の定数及び任期の取扱いについてはそこで協議をするということでございます。

ただいま出された意見等については明日の議会運営委員会にも報告をいたしたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

○柿迫委員 まず、専門部会でこれを進められるということでしたけれども、専門部会がきょういらっしやなくて、このことを事務局の方からちゃんと専門部会長の方へ伝えていただけるのか、そこを確認させていただかないと、このまままた流れるんじゃないかなあという懸念を持ちます。

○成清事務局長 協議会の中で出た意見等については、このことに限らず、私どもとしましては、各専門部会の方に流しているわけでございます、ただいま出た意見についても、

関係部会は議会事務局専門部会ですが、こちらの方にも当然流していくこととなります。

○赤崎議長 よろしゅうございますか。

○追立委員 今、松元町の方から提案があったんですが、議員定数については、非常に難しい問題であると。1市5町でまず話し合いをしましょうというようなことがなかったもんですから、今、松元町の方から、様子見というようなことはあるんですが、私どもやはり各町単位で話をする、そういうものより5町ですり合わせ、こういうものもいいんではなからうかというふうに私個人は思っております。そういうような投げかけをしたいなとは思いますが、まずやはり1市5町、この考え方をまず聞いた上でというようなものがあるもんですから、そのこのところをひとつ検討いただきたいと思っております。

○赤崎議長 はい、わかりました。

今、お話を申し上げたように、まず、専門部会の方にきょうのご意見、こういうことであつたということをも十分伝えて、そして対応をしてもらうように、これは議会とか農業委員会、それぞれの組織の委員に関する問題ですから、この協議会で議論をするんじゃなくて、そちらの方がそれぞれのところでされた方がいいんじゃないかということでそういう取り扱いを決めてあるわけですので、そういうことでひとつ対応をしていただきたいと思っております。

そのほか何かございませんか。

○ふじた委員 ただいまの件で誤解があつてはならないと思っておりますが、あくまでも決めるのは1市5町の議会で決める。その世話役として専門部会があるということですので、お膳立てを含めて専門部会でやるということではなくて、1市5町の中でどういった方法でやるのかということも協議をしながら進めていくということでもありますから、専門部会がこれをどうしなさいあしなさいというものではないということだけはぜひ一致しておいていただきたいというふうに思いますので、申し上げておきたいと思えます。

○赤崎議長 そのようなことでございますから、ひとつご理解をいただきたいと存じます。

閉 会

○赤崎議長 それでは、これをもって第6回鹿児島地区合併協議会、終わらせていただきたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」という者あり]

○赤崎議長 ありがとうございます。

それでは、以上をもって協議会を終わらせていただきます。

各面から大変活発なご意見、ご提言を賜りまして、大変実りの多い協議会になりましたことを心から感謝を申し上げて、以上で終わります。

ありがとうございました。

午後 0 時 1 5 分閉会